

令和3年3月8日

「観音寺市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)」  
についてのパブリック・コメント手続実施結果

令和2年12月21日から令和3年1月22日までの33日間「観音寺市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)」について実施したパブリック・コメント手続では、1名から26件の意見をいただきました。ご意見をいただき、ありがとうございました。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

○意見を募集した施策等：「観音寺市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画(案)」

○提出意見 <意見の提出者数> 1名  
<意見の数> 26件  
<意見の提出方法> 持参 1名

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。また、内容が類似しているご意見につきましては、まとめて1件分として市の考え方を示しています。

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	計画全体	本計画が戦傷病者手帳の所持者、自立支援医療受給者証の所持者、難病疾患（特定疾患・小児特定疾患）の方も対象とすることを明記し、計画の根本的な見直しを求める。 また、次回アンケート時には、対象者とすることを求める。	本計画における「障害者」の定義は、「障害者基本法」第2条の定義に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしていますので、その旨をP2に記載いたします。また、次回の計画策定時にはアンケートの対象者について検討します。

2		「観音寺市高齢者計画・第8期介護保険事業計画(素案)と同様に、元号と西暦の併記を求める。	元号のみでの表記とします。
3		理解できる文章編集、使用文字の拡大化、図表の拡大表示、明確化を求める。	全体的に文章を見直し、文字と図表を拡大します。
4		香川県・観音寺市の関連計画類について追加表記を求める。	香川県の関連計画については、表記されていますので、観音寺市の関連計画について追記します。
5	第1章 4 計画策定の体制 【P5】	(3) パブリック・コメントの実施について、令和2年月日・・・とあるが、令和3年への訂正を求める。	パブリック・コメントを令和2年12月21日(月)～令和3年1月22日(金)まで実施しましたので、上記のとおり記載します。
6	第3章計画の基本的な考え方 【P35～38】	新型コロナウイルスの蔓延下における、障がい者を取り巻く現状を考慮した「計画の基本的な考え方」の再検討を求める。	再検討を行い追記します。
7	第4章 1 地域の生活を支える生活支援の充実 【P40】	「地域生活支援拠点」、「面的整備型」、「必要な機能の水準や充足」についての解説・説明の付記を求める。	用語集に追記します。
8	第4章 1 地域の生活を支える生活支援の充実 【P41】	コミュニティーソーシャルワーカーの育成の実施に関する育成計画の作成・公表を求める。	人材育成を行い、専門的な研修等の充実を図っていきます。
9	第4章 1 地域の生活を支える生活支援の充実 【P41】	ピアサポーターの養成の実施に関する計画の作成・公表を求める。	養成講座・研修会の開催案内を関係者に呼びかけ増員に努めます。

10	第4章 2 切れ目のない障がい児支援 【P44】	発達障害総合支援センター機能についての解説・説明の付記を求める。	用語集に追記します。
11	第4章 3 差別の解消及び権利擁護の推進 【P47】	「中核機関を設置し」について、すべての市民に理解できる文章に編集し、解説・説明付記を求める。	注釈を追記します。
12	第4章 3 差別の解消及び権利擁護の推進 【P48】	③虐待の防止 「児童や高齢者、障がいのある人等」の児童の持つ意味を再考し、適切な表現に変更することを求める。	次のように修正します。 「子ども、高齢者、障がいのある人等」
13	第4章 3 差別の解消及び権利擁護の推進 【P49】	(3) 行政サービスなどにおける配慮の推進 「障がいのある人の差別の解消に率先して」を「障がいのある人への差別の解消に率先して」に修正を求める。	ご指摘のとおり修正します。
14	第4章 4 社会参加の拡充 【P50】	観音寺市における「法定雇用率」の実態、また「法定雇用率」について数値的な解説・説明の付記を求める。	ここでは、実態ではなく取り組みの内容を記載しています。 法定雇用率の数値的な解説については、用語集に追記します。
15	第4章 5 安全・安心なまちづくり 【P54】	点字広報の検討だけでなく、実施に取り組むことを求め、計画表の作成、公表を求める。	広報担当課と協議します。
16	第4章 5 安全・安心なまちづくり 【P55】	避難行動要支援者の個別支援計画の作成に関する計画表の作成・公表を求める。	避難行動要支援者の個別支援計画については、登録を希望する方について順次登録を行っています。
17	第5章 1 第5期計画における成果目標の進捗 【P56.58】	「施設入所者の削減」「削減見込」の意味する内容の解説・説明の付記を求める。	施設へ入所している方が地域で生活していくための目標としてこのような表現としております。

18	<p>第5章 2 第6期計画における成果目標の設定 【P58.59】</p>	<p>本市の目標設定が国の基本指針における成果目標を下回っている項目ごとの理由の解説・明記を求める。</p>	<p>P58の施設入所者の削減率ですが国の基本指針を踏まえ1.5%から1.6%へ修正いたします。削減数については、現行のとおりとします。 P59の就労定着支援利用者数については、利用者数が少ないこと、就労定着支援事業を実施している事業所が少ないことを考慮し、1人(50%)としております。</p>
19	<p>第5章 3 障害福祉サービスの見込み量と確保方策 【P64】</p>	<p>「日中活動系サービスの中でも、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)は第5期における利用実績が増加しており、特に短期入所は計画値を上回る実績となっております。」は、見込み量確保のための方策の内容ではないので、削除を求める。</p>	<p>実績であり、見込み量ではないため削除します。</p>
20	<p>第6章 1 第1期計画における成果目標の進捗 【P71】</p>	<p>児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の未設置の原因分析とその解説・説明の付記を求める。</p>	<p>児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、近隣施設の視察や民間事業所へ開設の働きかけを行ってまいりましたが、開設場所や費用面で設置に至りませんでした。今後も引き続き設置に向けて検討します。</p>
21	<p>第6章 2 第2期計画における成果目標の設定 【P72】</p>	<p>児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置については、目標を「設置」ではなく「1か所以上設置」とすることを求める。</p>	<p>目標を「1か所以上設置」へ修正します。</p>
22	<p>第6章 2 第2期計画における成果目標の設定 【P72】</p>	<p>主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数及び主に重症心身障害児を支援する児童発達支</p>	<p>目標は国の基本指針に基づき現行のとおりとしますが、新規事業所の確保に向けて検討します。</p>

		援事業所の設置数については、目標を「1か所確保済み」ではなく「1か所以上設置・維持継続」とすることを求める。	
23	第6章 3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量と確保方策【P73】	医療型児童発達支援の表に関して解説・説明の付記を求める。	医療型児童発達支援については、平成28年度から利用実績がないため、今後の見込み量についても0としております。
24	第6章 3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量と確保方策【P74】	障害児相談支援の計画値の正しい計画値への修正を求める。	平成30年3月に策定した「第1期障がい児福祉計画」において設定した計画値に誤りがあったため以下のとおり修正いたします。 平成30年度計画値 4 → 48 令和元年度計画値 4 → 48 令和2年度計画値 5 → 60
25	その他	観音寺市障害福祉計画等策定委員会に公募委員・市民委員が参加できるよう要望する。	委員の選定については、次回計画策定時に検討します。
26		パブリックコメント実施時期の集中緩和・分散実施について真剣な検討を求める。	貴重なご意見として検討します。

**【連絡先】**

健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係

電話：0875-23-3963

FAX：0875-23-3993

E-mail：shakai@city.kanonji.lg.jp